コロナの影響で休業する事業主が雇用を維持するための支援の拡充

資料４

雇用調整助成金

〇新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて**休業する中で、従業員の雇用を維持しようとする事業主を支援する**ため、**支払った休業手当の一部を国が助成**する仕組み。（元々あった「雇用調整助成金」を大幅に拡充・条件緩和して支援）

※　Ｒ２年度予算額（当初予算）35億円　（第３次補正後）３兆　331億円
支給実績（2月5日時点）　２兆7658億円

Ｒ２年３月
- **対象労働者の拡大**（雇用保険被保険者期間「６か月以上」→「**６か月未満」も対象**に）
  →**短期間しか働いていない従業員**にも**助成対象を拡大**
- 上記の特例措置について、**１月24日まで遡って適用**

４月
- **助成率の引き上げ**（大企業:1/2→**2/3**（解雇等なし**3/4**）、中小企業:2/3→**4/5**（解雇等なし**9/10**：**休業手当の自己負担10分の1**））
  →　**リーマン・ショック時並の水準に拡大**
- **対象労働者の拡大**（**雇用保険被保険者以外**（**労働時間が短いパート・アルバイトの従業員など**）**も対象**に）
- **支給日数上限**（１年100日、３年150日）**に関係なく受給可能**に（**上限の撤廃**）
- **申請書類の簡素化**（**記載事項の半減**、簡略化、添付書類の削減　等）

６月
- **中小企業助成率の引き上げ**（解雇等なし9/10→**10/10**：**休業手当の自己負担ゼロに**）、
  上限額の大幅引き上げ　（１人１日あたり8,330円　→　**15,000円**）
- 上記の特例措置について、**４月１日まで遡って適用**
- **特例措置の期限**を６月から９月まで**延長**（その後、８月及び11月にも延長を実施）

Ｒ３年１月
- **大企業助成率の引き上げ**（2/3→**4/5**（解雇等なし3/4→**10/10**））（※令和３年１月８日以降の休業期間を対象）
  1.緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて**営業時間の短縮等に協力する飲食店等**、
  2.**生産指標が一定以上減少した**全国の大企業
  →**自己負担ゼロで、上記の大企業も休業手当の支給が可能に**
- **特例措置の期限を緊急事態宣言が全国で解除された翌月末まで延長**

コロナの影響で休業したが手当がない中小企業の従業員が休業手当相当額を受け取ることができる仕組みの創設

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

○**人員体制や資金繰りの面から「雇用調整助成金の特例措置」の活用がままならない中小企業で働く従業員の方々が休業手当相当額を受け取れるようにする**ため、**中小企業の従業員本人が直接申請できる**「新型コロナウイルス感染症対応**休業支援金・給付金**」を、Ｒ２年６月に**新たに創設**

※　雇用調整助成金の特例措置（上限額15000円、助成率最大10／10【自己負担なし】）

※　支給実績（2月4日時点）　702億円

Ｒ２年６月　・**制度創設**（支給額：**休業前の賃金の８割**（最大月33万円）、対象となる休業期間は４月から９月まで）

９月　・対象となる休業期間の延長（９月→**12月**に）

10月　・**「支援金・給付金」を受け取れるケースを明確化**
→**休業手当を受け取りづらい勤務形態**（**日々雇用**や**登録型派遣**、**シフト制**）の**中小企業の従業員も受け取りやすく**

12月　・対象となる休業期間の再延長（12月→**２月に**）

Ｒ３年２月　・**大企業でも**、**休業手当を受け取りづらい勤務形態の従業員（同上）が**、**「支援金・給付金」を受け取り可能に**
（①令和３年１月８日以降（令和２年11月7日以降に都道府県知事の時短要請があれば、その日以降）の休業期間　：　休業前の賃金の８割
②令和２年４月から６月までの休業期間　：　休業前の賃金の６割）　※詳細検討中

・対象となる休業期間を**緊急事態宣言が全国で解除された翌月末まで**に延長

足下の雇用情勢について

○　足下の雇用情勢は、求人が底堅く推移する中、求人が求職を上回って推移しているものの、求職者が引き続き増加傾向にあり、厳しさがみられる。有効求人倍率が１倍を下回る地域がある等、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。
○　なお、リーマン・ブラザーズの経営破綻（2008年9月15日）後には、完全失業率は10ヶ月で4.0%→5.5%にまで悪化し、有効求人倍率は11ヶ月で0.83倍→0.42倍に低下した。

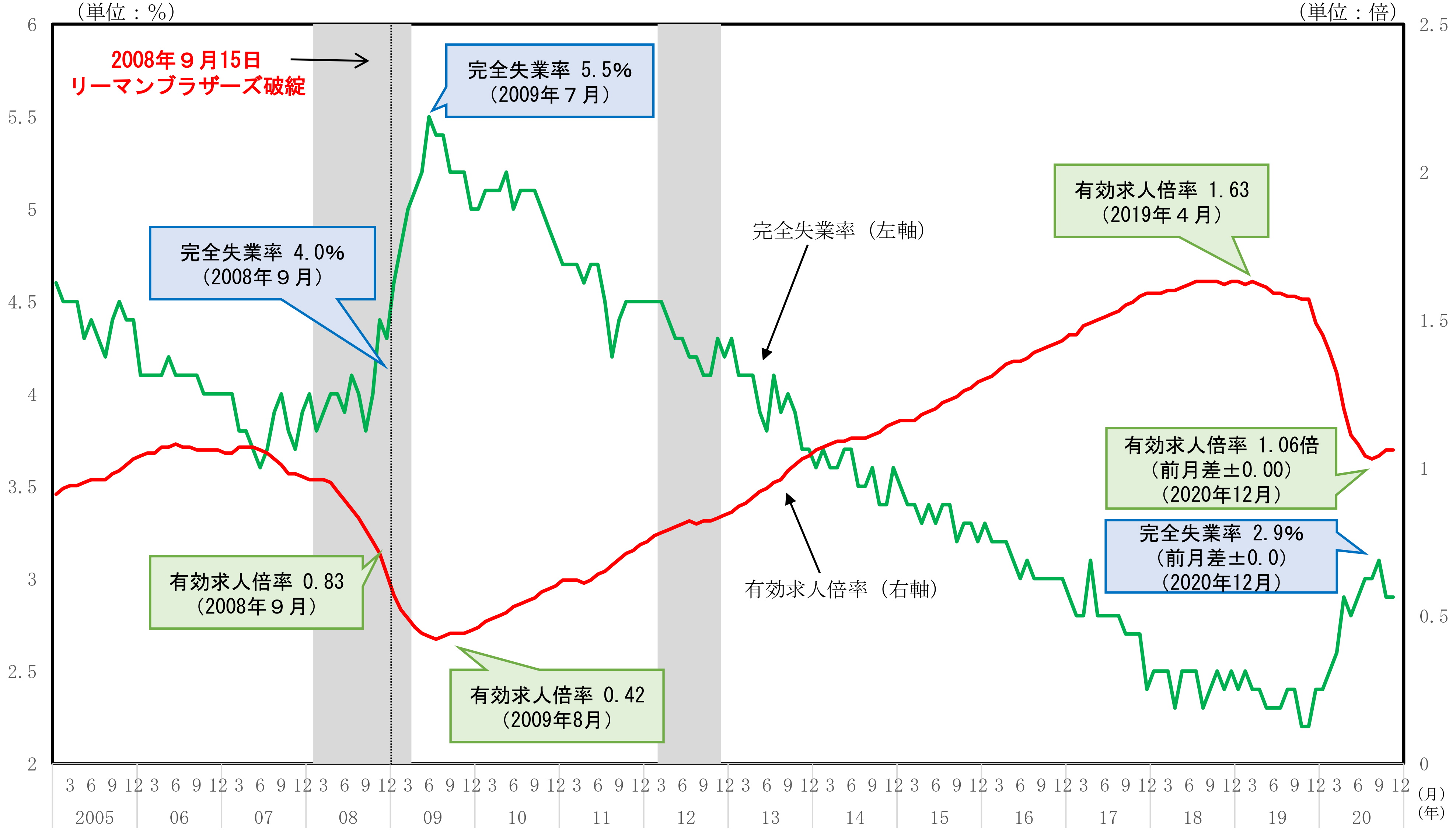

（資料出所）総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成
（注）完全失業率及び有効求人倍率は季節調整値。シャドー部分は景気後退期。